

児童虐待に関する研究～国際比較～

その1 児童虐待の定義と実態

内田節子 福知栄子
林浩康 高月和絃*
坂本万智子**

はじめに

近年、親による児童虐待が重大な児童福祉問題として国際的に関係者の注目を集めている。特に先進国における児童虐待は年々増加しており、しかも深刻な様相を呈している現状である。児童虐待問題に対処するには、その問題の発見がなかなか困難であったり、また発見されても親は勿論のこと、当該児童に対して有効な保護や援助が行われ難い場合が少なくない。

児童虐待問題に的確かつより効果的に対処するためには、まず児童虐待とは何を指すのか、そしてまた児童虐待の発生原因は何であるか等を把握する必要がある。

そこで、本稿では米国、英国および日本における児童虐待を取り上げ、その定義、児童虐待の捉え方、更に虐待されている児童がいかにして専門援助機関に通告されるかについて論じることとする。

I. 米国における児童虐待

1. 児童虐待の定義と実態

米国では児童虐待の定義については、1974年の児童虐待防止法（the Child Abuse Prevention and Treatment Act）の定義をこれまで用いることが多かった。児童虐待防止法においては児童虐待について、「米国連邦厚生省長官の定義に基づき、18歳未満あるいは州の児童保護法で規定する年齢以下の児童に対し、当該児童の養育責任者（居住施設職員、家庭外ケア提供者を含む）が、その子の福祉が損なわれあるいは脅かされるような身体的・精神的障害、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢あるいは放棄）等の行為を行うこと」¹⁾と述べられている。

*若松園

**倉敷児童相談所

